

## 場面 その2

市から特別徴収の税額の通知書が届いたときの事務



# 1. 市から特別徴収の税額の通知書が届いたときの事務

ここでは、特別徴収の税額の通知書(下のA)などの見方と使い方を説明します。

→ 市からの特別徴収の税額の通知書は、正式名で、

「給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)」と言います。

成田市では、毎年、5月10日ごろに各会社様へ新年度の税額の通知書を送付しています。

次のA～Dの書類が合わせて送られます。(Dは、不要との申出をされたときは、送られません。)

※eLTAXや光ディスク等の場合は、電子データでの通知と併せて、紙の通知書も郵送されます。

**A**

**税額の通知書(会社様用)**  
 ※ 給与引落の事務に使います。

**B**

**税額の通知書(従業員用)**  
 ※ ミシン目で切り分けて各従業員に渡してください。  
 ※ 今後、様式が見直される場合があります。

**C**

平成 年度

市区町村コード 122114  
 特別徴収義務者  
 決定番号

**特別徴収のしおり(会社様用)**  
 ※ 納め方の変更に使います。

2. 異動届出書  
 3. 切替ご挨拶  
 4. 所在地・名称変更届出書  
 5. 退職所得について  
 6. 納入書(予備用3枚)

〒296-8602 千葉県成田市成田町100番地  
 成田市役所

**D**

**納入書(会社様用)**  
 ※ 税金の納付に使います。(平成28年度からの書式)

これから、上のA～Dの見方や使い方などについて、説明します。



## 2. 特別徴収の税額の通知書(会社様用)の見方

平成25年度 給与所得等に係る市税額・県民税 特別徴収税額の決定・算出通知書(特別徴収義務者用)

〒286-8585  
成田市花崎町760  
株式会社 成田

特別徴収税額	361,000	課税人員	2
6月分	31,000	7月分	30,000
7月分	30,000	8月分	30,000
8月分	30,000	9月分	30,000
9月分	30,000	10月分	30,000
10月分	30,000	11月分	30,000
11月分	30,000		

平成25年5月15日

市区町村	成田市	課税区分	1	課税人員	2	特別徴収税額	241,000
市区町村	成田市	課税区分	2	課税人員	2	特別徴収税額	120,000

成田市00町1丁目1-1 山田 太郎  
成田市00町2000 鈴木 花子

事業所全体の給与引落の総額  
(=成田市への納付額)

各従業員の給与引落額

(例)このように表示されています。

特別徴収税額	361,000	課税人員	2	
月	人数	納付額	人数	納付額
6月分	2	31,000	2	30,000
7月分	2	30,000	2	30,000
8月分	2	30,000	2	30,000
9月分	2	30,000	2	30,000
10月分	2	30,000	2	30,000
11月分	2	30,000	2	30,000

(備考)

特別徴収税額	120,000	6月分	10,000	10月分	10,000	2月分	10,000
名		7月分	10,000	11月分	10,000	3月分	10,000
		8月分	10,000	12月分	10,000	4月分	10,000
		9月分	10,000	1月分	10,000	5月分	10,000
		変更月	月				

(備考)



### 3. 毎月の納め方

成田市の特別徴収税額の納入先は、次の金融機関です。

千葉銀行、京葉銀行、千葉興業銀行、千葉信用金庫、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、りそな銀行、住友信託銀行、銚子信用金庫、佐原信用金庫、中央労働金庫、成田市農業協同組合、かとり農業協同組合、銚子商工信用組合、ゆうちょ銀行及び郵便局

また、平成28年度（平成28年6月分）から次の書式になります。

あらかじめ、事業所名、所在地、指定番号、金額が印字されています。

→ このまま銀行の窓口などで納められます。

※金額を直すときは、下のAをBのように記してください。（3万円を2万円に直す例）

A	(1) 納入金額	30,000 円
	給与分 (2) (一) 標準的 (二) 任意 納 退 職 所得分 入 延滞金 金 額 合計額	



B	(1) 納入金額	20,000 30,000 円
	給与分 (2) (一) 標準的 (二) 任意 納 退 職 所得分 入 延滞金 金 額 合計額	20000

※郵便局で納める際に、手数料がかかるときは、下の**指定通知書**を郵便局の窓口へ提出してから納めてください。

<p style="text-align: center;">B</p> <p style="text-align: center;"><b>指定通知書</b> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">控</span></p> <p style="text-align: center;">郡市町村 郵便局</p> <p>上記郵便局を成田市特別徴収の納入取扱局に指定し、特別徴収通知書により納入してください。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">市長</p> <p>●お願い</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 郵便局名欄に貴社(所)の納入に便利な郵便局を記入(A・Bとも)のうち指定通知書Aの用紙を郵便局へ第1回分の払込時必ず提出してください。</li> <li>2. この用紙は控ですから貴社(所)で保管してください。なお控の「写」を一冊成田市役所市民税課まで送付願います。</li> </ol> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">特別徴収 義務者名</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">指定 番号</td> </tr> </table>	特別徴収 義務者名	指定 番号	<p style="text-align: center;">A</p> <p style="text-align: center;"><b>指定通知書</b></p> <p style="text-align: center;">郡市町村 郵便局長様</p> <p>貴局を地方自治体の規定により成田市の市民税・県民税特別徴収額の取扱郵便局に指定します。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">市長</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 許可番号</li> <li>2. 口座番号</li> <li>3. 加入者の名称</li> <li>4. 取りまとめ局</li> </ol>
特別徴収 義務者名	指定 番号		

↶

この冊子につづられています。

	<table border="1" style="font-size: small;"> <tr><td>市区町村コード</td><td>122114</td></tr> <tr><td>特別徴収義務者指定番号</td><td></td></tr> </table>	市区町村コード	122114	特別徴収義務者指定番号									
市区町村コード	122114												
特別徴収義務者指定番号													
平成 年度													
<b>市民税・県民税 特別徴収のしおり</b>													
<p>書類内訳</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 郵便局指定通知書</li> <li>2. 異動届出書</li> <li>3. 切替書</li> <li>4. 所在地・名称変更届出書</li> <li>5. 退職所得について</li> <li>6. 納入書(予備用3枚)</li> </ol>													
<table border="1" style="font-size: x-small;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">〒966-8602 千葉県成田市成田町160番地</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;"><b>成田市役所</b></td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;"><b>市民税課</b></td></tr> <tr><td>電話</td><td>0476-22-1511(内線)</td></tr> <tr><td></td><td>0476-20-1513(直通)</td></tr> <tr><td>FAX</td><td>0476-24-2858</td></tr> </table>		〒966-8602 千葉県成田市成田町160番地		<b>成田市役所</b>		<b>市民税課</b>		電話	0476-22-1511(内線)		0476-20-1513(直通)	FAX	0476-24-2858
〒966-8602 千葉県成田市成田町160番地													
<b>成田市役所</b>													
<b>市民税課</b>													
電話	0476-22-1511(内線)												
	0476-20-1513(直通)												
FAX	0476-24-2858												



## 4. 特別徴収の税額の通知書(従業員用)の扱い

- 市からの特別徴収の税額の通知書(従業員用)は、正式名で「給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)」と言います。  
→ 横に向かってミシン目がありますので、切り分けて各従業員へ速やかに配布してください。

※eLTAXや光ディスク等の場合は、電子データでの通知とともに、紙に印字した書類も郵送されます。

The image shows three identical copies of a tax notification form for special collection of taxes on employees, arranged vertically and separated by horizontal dotted lines. Each form is divided into several sections with tables and text boxes. The forms are designed to be cut apart for distribution to individual employees.